

岡山県議会の政務活動費の交付に関する規程

(平成 13 年岡山県議会告示第 1 号)

改正 平成 21 年議会告示第 1 号

平成 24 年議会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年岡山県条例第 43 号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(通知)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による通知は、様式第 1 号によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、様式第 2 号によるものとする。

(請求)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による請求は、様式第 3 号によるものとする。

(議長が定める書類)

第 4 条 条例第 8 条第 3 項の議長が定める書類は、領収書の写しその他の支出を証すべき書面であって、当該支出の相手方から徴したものの写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、金融機関が作成した当該支出に係る振込みの明細書の写し又は支払証明書)とする。

2 前項の支払証明書は、議長が別に定める様式により、条例別表に規定する議員に交付する政務活動に要する経費ごとに作成するものとする。

3 第 1 項に規定する書面(支払証明書を除く。)の提出は、条例別表に規定する議員に交付する政務活動に要する経費ごとに、議長が別に定める領収書等整理票に貼り付け、必要な事項を記載して行うものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第 5 条 議長は、条例第 8 条の規定により提出された条例第 10 条第 1 項の収支報告書等(以下「収支報告書等」という。)の写しを、様式第 4 号により知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第 6 条 議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第 7 条 条例第 10 条第 2 項の規定による収支報告書等の閲覧(以下この条において「閲覧」という。)は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日からすることができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成21年議会告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岡山県議会の政務調査費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成24年議会告示第2号)

この告示は、岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成24年岡山県条例第86号)の施行の日から施行する。